

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

私は、A社から、平成15年6月27日に夏期の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、届出事実の発生日から2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかった。同年6月27日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、24年3月13日にB年金事務所に提出され、同年3月14日に受理された。しかし、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年6月27日支給の賞与に係る同年夏期賞与台帳により、申立人は、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和43年8月から44年1月までは4万8,000円、同年2月は4万5,000円、同年3月から同年9月までは4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から44年10月1日まで

私の夫は、申立期間においてA社（現在は、B社）C工場に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額の記録は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額よりも低いので、控除額相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人の妻は、申立人がA社に勤務していた全ての期間に係る給

与明細書について、その項目ごとの支給額及び控除額を転記したノートの写しを提出しているところ、同社は、「現在の給与明細書等から判断して、ノートに記載されている給与明細の項目は、申立期間当時の給与明細書の項目と一致していると推測される。」と回答している上、申立期間の前後の期間については、当該ノートに記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の妻から提出された上記ノートの写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和43年8月から44年1月までは4万8,000円、同年2月は4万5,000円、同年3月から同年9月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る関連資料を保管しておらず、保険料を納付していたかは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記「支払明細書」において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社が承継）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月13日から同年6月6日まで

私は、Dグループに昭和41年4月から平成15年6月に退職するまで、継続して勤務していたのに、E社（現在は、B社）からA社C支店へ転籍したときの申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Dグループの関連会社から提出された申立人に係る人事発令記録、健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、E社及びその関連会社であるA社C支店に継続して勤務し（昭和41年5月13日にE社からA社C支店に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、E社における資格喪失年月日と、A社C支店における資格取得年月日及び人事記録に記載されている異動年月日が一致しており、この異動日である昭和41年5月13日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、E社は同日を資格喪失日として届け、A社C支店は同年6月6日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日からA社に勤務し、同年6月1日に同社C工場に転勤したが、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月1日と記録され、同年5月分の被保険者記録が欠落している。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合の被保険者記録及びE企業年金基金の加入者記録票から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 15 日から 35 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 31 年 8 月から A 市 B 区の C 社 D 支店に E (業務) の正社員として勤務したが、35 年 4 月 10 日に体調不良を理由に退職した。年金事務所からの連絡により、この期間について、脱退手当金が支給されていることを知ったが、私は脱退手当金を受給していないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 37 年 3 月 16 日に支給決定されたこととなり、事業主は脱退手当金の代理請求について、「個人が手続を行うものなので、会社はその行為に関与していない。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前にある F 社における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該事業所は申立人が初めて厚生年金保険に加入した事業所であり、脱退手当金を支給された C 社より長期の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4717

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年11月30日まで
日本年金機構からの連絡により、平成7年12月から9年10月までの標準報酬月額が、同年12月2日に59万円から9万2,000円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年12月から9年10月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年11月30日）より後の同年12月2日付けで、7年12月1日に遡及して9万2,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間を含む前後の期間においてB（役職）であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、部署が違うので、健康保険及び厚生年金保険の事務手続に関わりがなかった。社会保険事務所に対する訂正処理の事務手続や書類の作成等は、事業主及び事業主の息子が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、C年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、当該事業所は、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人のほかに複数の元同僚が平成9年12月2日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できるところ、当該元同僚のうちの一人から提出された「平成8年分給与所得の源泉徴収票」、

「平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」において、申立期間のうち平成8年1月から同年12月までの給与から、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年9月から20年9月までは30万円、同年10月から21年10月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18年9月から20年6月までは30万円、同年7月から21年10月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から21年11月1日まで

私の平成18年9月1日から21年11月1日までの標準報酬月額は24万円とされているが、これは、実際の給与よりも低く、事業主が年金事務所に対し間違った届出をしたことが考えられるので、調査の上、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたところ、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月21日に、18年9月から20年9月までは30万円、同年10月から21年10月までは36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円及び36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された給与台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成18年9月から20年6月までは30万円、同年7月から21年10月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額についての訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から当初行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月及び3年1月

私は、申立期間当時、国民年金の保険料を納付していなかったが、A社を退職後、平成5年11月*日に結婚し、同時にB社会保険事務所(当時)で、国民年金の加入手続及び第3号被保険者の資格取得手続を行った。その際、2年12月、3年1月及び5年10月の保険料が未納であることを聞き、未納の期間を全て納付したはずなのに、申立期間が未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚後、B社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び第3号被保険者の資格取得手続を行った。」と申述し、申立人の年金手帳の変更後の氏名欄には、「平成5年11月*日変更」と記載され、「C」のゴム印が押されていることから、5年11月*日以降に加入手続及び第3号被保険者の資格取得手続を行ったものと推認できるところ、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、旧姓(D)を含め、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、E市の国民年金被保険者名簿においても未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4324

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月及び15年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月及び15年1月

私は、平成13年1月頃にA区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、14年12月又は15年1月に、申立期間の私の国民年金保険料を、妻が妻の保険料と一緒にB銀行C支店で納付しているはずであり、私の申立期間の保険料のみ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付した。」としていたが、コンビニエンスストアで保険料の納付ができるようになったのは平成16年2月以降である旨を、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻に説明したところ、申立人の妻は、「B銀行C支店で納付したと思う。」と述べたため、オンライン記録において確認できる申立人の妻に係る申立期間の保険料の収納日から、申立人に係る申立期間の保険料の納付日を15年3月18日と推認し、B銀行C支店に納付の有無について照会したが、同行C支店は、「確認できる資料は無い。」と回答しており、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から52年12月まで
私は、会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失したので、自分で国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるのに、未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和55年3月17日以降に払い出されていることが確認できるところ、特殊台帳の記録によると、申立人は、申立期間直後の53年1月から54年3月までの国民年金保険料を、55年4月に一括して過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、当時は第3回の特例納付期間に当たることから、特例納付が可能であるものの申立人から特例納付に関する供述は無く、特殊台帳においても申立期間は未納となっており、当該特殊台帳に不自然さはない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4326

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、A市において夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、銀行の職員に自宅まで来てもらって、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納付できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、「職権適用」の印が押され、受付日欄に「60年8月12日」と記録されているとともに、昭和46年8月21日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人は、60年8月において職権により国民年金被保険者として適用を受けたものと認められることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち一部の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期について主張を変遷させており、保険料納付についての記憶が定かでないことがうかがわれる上、申立人は申立期間の保険料納付に関与した親族等はいないと述べていることから、納付状況について第三者からの供述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4327

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、夫婦の国民年金保険料が未納になっていると市役所から通知が届いたので、すぐに市役所の年金課へ相談に行き、分割して納付できるように保険料の納付書を作ってもらうことにした。後日送られてきた納付書を使い、市役所庁舎内の金融機関で保険料を全て納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は市役所から送付された納付書により分割して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により、昭和 50 年 12 月 9 日に A 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同年 12 月頃に行われたものと推認できることから、この時点を基準にすると、48 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができない。

一方、申立人が国民年金に加入した時点においては、時効となった未納保険料を納付可能とする国民年金法附則第 18 条による第 2 回特例納付が実施されており、申立人に係る特殊台帳には、昭和 45 年度から 47 年度までの納付記録欄に「附 18 条」と記録されていることから、申立期間直前の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料は第 2 回特例納付により納付されたものと認められるところ、第 2 回特例納付の対象となる保険料は 36 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料と定められており、申立期間の保険料は第 2 回特例納付の対象とされていない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年3月までの期間及び11年7月から13年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から同年3月まで
② 平成11年7月から13年4月まで

私は、父に国民年金保険料を納付してもらっており、申立期間①の保険料については平成8年1月頃に納付し、申立期間②の保険料については、父が、13年5月頃又は同年6月頃に20万円から30万円の金額をA市の女性の集金人に納付していたところを見た記憶があり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき、国民年金の被保険者資格記録が平成11年8月24日に追加処理されたことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、記録が追加された時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間②については、申立人は、平成13年5月頃又は同年6月頃に申立人の父がA市の女性の集金人に保険料を納付しているところを見た記憶があると申述しているが、申立人の父に係る13年分の給与所得者の保険料控除申告書によると、当該申告書の社会保険料控除欄には、申立人の弟の氏名及び一人分に相当する国民年金保険料が記載されているものの、申立人の保険料を納付したことは記載されておらず、当該申告書において申立期間②の保険料を納付したことは確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間②直後の平成13年5月か

ら同年8月までの保険料は、15年6月から同年9月までの期間に過年度納付されていることが確認でき、当該各月の保険料は、いずれも保険料徴収権の時効直前に納付されていることを踏まえると、申立期間②直後の13年5月の保険料を過年度納付した時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の母は、申立期間②に係る保険料は申立人の母が集金人に納付したと申述しており、申立人の申述内容とは齟齬が認められるところ、申立人の母は、申立期間②に係る保険料の納付時期及び納付金額について記憶が定かではないなど、申立期間①及び②に係る保険料の具体的な納付状況は不明である。

このほか、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から56年3月まで

私は、当時は大学在学中であったが、父に勧められて国民年金に加入することにした。昭和52年1月頃、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれた。父からは、全ての期間の保険料を納付したと聞いていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月頃、申立人の父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人が申立期間当時居住していたA市及びB区において、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の父から年金手帳を受け取った記憶は無いと述べている上、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は、既に亡くなっており、加入手続き及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から4年3月までの期間及び5年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から4年3月まで
② 平成5年8月から9年3月まで

私は、国民年金に未納期間がある旨の通知を受け取り、その内容に従って国民年金保険料を納付したが、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に未納期間がある旨の通知を受け取り、その内容に従って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①及び②について、申立人は、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法について記憶が明確でない上、申立人は申立期間①及び②の保険料納付に関与した親族等はいないと述べていることから、納付状況について第三者からの供述を得ることもできず、申立期間①及び②の保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立期間②の一部の期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで A 社に勤務し、同年 3 月 1 日から 50 年 2 月 21 日まで B 社に勤務したが、この期間の給与は、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額の約 2 倍の額で、10 万円を超えていたはずであるので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 社における標準報酬月額が 5 万 2,000 円となっていることに納得できない。また、当時住んでいた C 区の家賃が 4 万 5,000 円で、退去時 5 万円だったことを覚えており、給与額相当の標準報酬月額が 5 万 2,000 円では生活ができない。」と主張している。

しかし、当該事業所は、昭和 50 年 3 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所の元監査役の顧問税理士は、「社会保険関連手続は事業所で処理をしていたが、標準報酬月額等の届出については届出誤りをしないよう強く指導していたので、適切に事務手続を行っていた。」と供述している上、当該事業所の経理や社会保険関連の担当をしていた関連会社の担当者は、「社会保険の手続は、社長と税理士がしていたと思う。標準報酬月額の届出書を給与額の半分にして届け出ていることはなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に勤務していた複数の女子社員の昭和48年5月の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額は、それらの最上位に当たり、遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

加えて、複数の元同僚は、「自分の報酬月額及び標準報酬月額は覚えていないが、自分の記録に問題は無いと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社の関連会社のB社に数名の社員と転籍したが、B社においても、給与額はねんきん定期便に記載された標準報酬月額約2倍の額をもらっていたのに、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額が6万4,000円、昭和49年10月の定時決定の標準報酬月額が7万6,000円となっていることに納得できない。」と主張している。

しかし、B社は、昭和54年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

また、上記1の元監査役の顧問税理士及び社会保険担当者は、「B社もA社と同様適切に事務手続を行っていた。」と供述している。

さらに、B社の被保険者名簿において、申立人と同時期に入社した複数の女子社員の資格取得時の標準報酬月額と比較したところ、申立人の標準報酬月額を下回っている上、遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

加えて、元同僚は、「金額等は覚えていないが、自分がもらっていた給与額と標準報酬月額に大きな差は感じない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで
私はA社に勤務したが、当該事業所における標準報酬月額が平成 12 年 5 月に大幅に減額されているが、当時は給与額が減額されるようなことはなかったので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、平成 12 年 4 月まで 36 万円と記録されているところ、同年 5 月の随時改定により 19 万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された健保・厚年保険料台帳に記載されている申立人に係る標準報酬月額及び保険料控除額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B健康保険組合から提出された、申立人の申立期間に係る標準報酬月額改定履歴は、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成 12 年 5 月の随時改定により、標準報酬月額が 36 万円から 19 万円に減額されたことから、年金額の全額支給停止が解除され、一部支給停止された在職老齢年金を同年 5 月分から受給している上、申立期間において雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4721

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで
私の父は、A社に代表取締役として勤務していたが、厚生労働省の記録では、申立期間の標準報酬月額が 44 万円から 9 万 2,000 円に訂正されている。訂正前の 44 万円が正しいので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、44 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 6 月 30 日の後の同年 8 月 6 日付けで、9 年 12 月 1 日に遡及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の監査役であった元役員は、「私は、A社で経理及び社会保険関係の事務を担当していた。社会保険の減額処理は、事業主と私が相談して行った。」と供述している上、当該事業所の従業員は、「社会保険事務の権限を有していた者は事業主であった。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 16 日から 50 年 9 月 1 日まで
私がA社に在職していたときの厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、私の記憶している給与額に比べて 10 万円ぐらい低いので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より 10 万円ぐらい低いと申し立てているが、A社は、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず不明。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の被保険者資格取得時に 3 万 3,000 円と決定され、昭和 43 年 8 月以降、当該事業所において被保険者資格を喪失するまでの間、7 回の随時改定及び定時決定において標準報酬月額が改定され、被保険者資格喪失時には 12 万 6,000 円と記録されているが、申立人と同時期に資格取得した同年代男性の元同僚 6 人を調査したところ、申立期間において、いずれも申立人と同様に標準報酬月額の改定が記録されており、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、昭和 46 年 5 月 1 日以降については、厚生年金基金の標準給与額もオンライン記録と一致している上、申立人の申立期間において、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所が上記標準報酬月額決定のための社会保険事務所（当時）に対する8回の届出において、申立人の報酬月額についていずれも申立人の主張する額を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、これを8回連続で誤って決定したとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 52 年 10 月 31 日まで
私は、昭和 47 年 4 月 1 日付けでA社B本社から同社C支店に転勤し、独身だった頃は独身寮に入り、結婚してからは、会社が民間マンションを借り上げた社宅に住んでいた。寮及び社宅の提供を受けた分を報酬額に算入して厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給計算書（昭和 49 年 5 月分及び同年 6 月分）及び給与支給明細書（52 年 11 月分）により、49 年 5 月は 1,130 円が、同年 6 月及び 52 年 11 月は 990 円が申立人の給与から社宅使用料として控除されているところ、「現物給与の取扱いについて」（昭和 31 年 8 月 25 日付け保文発第 6425 号厚生省保険局健康保険課長回答）では、「知事の定める額から本人負担分を控除したものを現物給与額とする。」とされており、報酬額に算入することとなっている。

しかし、A社は、「申立期間当時は社宅現物給与を報酬額に反映させていない。申立人の給与から社宅分に相応する厚生年金保険料の徴収はしていない。」と回答している。

また、申立人のA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は見当たらない上、上記給与支給計算書及び給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。